

平成30年（ワ）第24351号 損害賠償請求事件

原告 アンビカ・ブダ・シン


被告 国外1名

原告第4準備書面

令和2年1月16日

東京地方裁判所民事第4部 御中

原告訴訟代理人弁護士	鬼 東 忠 則
同	小 川 隆太郎
同	橘 真理夫
同	(主任) 川 上 資 人



第1 被告国準備書面（3）に対する認否・反論

1 被告国は、亡アルジュンの死因について、鑑定書（乙1号証）に即して、全身の皮下出血及び筋肉内出血を原因とする循環血液量減少性ショックや筋挫滅症候群による急性腎不全の競合により死亡したと推定され、死因は、いわゆる外傷性ショックであると主張する（被告国準備書面（3））。

この点について、原告は、被告が提出した鑑定書の死因に対する見解は、原告の従前の主張を裏付け、少なくとも整合するものであり、従前の原告主張と一致する限度で認める。以下、詳述する。

2 鑑定書は亡アルジュンの死因について以下のとおり結論を述べている（乙1号証・21頁）。

「最終的な、直接的な心停止の原因としては、循環血液量減少性ショックによるものの可能性と、急性腎不全に起因する高カリウム血症と、筋挫滅及び消化管出血で発生する細胞崩壊に起因する高カリウム血症が競合し、最終的には高カリウム血症で不整脈を発症し心停止した可能性の両方が考えられるが、解剖所見のみからはいずれかを決定することは困難である。従って、本屍は、全身の皮下出血および筋肉内出血を原因とする循環血液量減少性ショックや、筋挫滅症候群による急性腎不全の競合により死亡したと推定され、所謂外傷性ショックと考えられる。」

すなわち、東京大学大学院医学系研究科法医学教室は、心停止の原因が大きく分けて、以下の2つの可能性があるとして鑑定している。

可能性1 循環血液量減少性ショックにより心停止した可能性

可能性2 ①急性腎不全に起因する高カリウム血症と、②筋挫滅及び消化管出血で発生する細胞崩壊に起因する高カリウム血症が競合し、最終的には高カリウム血症で不整脈を発症し心停止した可能性

以下、順に検討する。

3 まず、可能性1について、原告主張が依拠する鑑定書（甲1号証）では直接の心停止の原因としては言及していないが、同鑑定書を作成した伏見医師に確認したところ、遺体の出血状態に鑑みると、可能性としては低いものの、高カリウム血症・高ミオグロビン血症と重畳する原因として、循環血液量減少性ショックの可能性もありうるとの回答であった（循環血液量減少性ショックは一般的な体内の血液量が6リットルであるところ、その半分程度が失血しなければ発生しないとされているため）。

鑑定書（乙1号証）においても、この亡アルジュンの循環血液量減少性ショックの原因は、「主に皮下及び筋肉内出血や、一部肋骨骨折に伴う出血」とされている（乙1号証・20頁「第1」2段落目）。

本件では留置時の亡アルジュンの外傷は、右耳の切れ込みと右大腿部の青アザ

のみであったことに鑑みれば（丙15号証・6頁）、上記「主に皮下及び筋肉内出血や、一部肋骨骨折に伴う出血」は、留置後、留置係による亡アルジュンに対する過剰な制圧行為およびその後の長時間にわたる緊縛行為・解除行為により生じたものであることが明らかである。

したがって、仮に可能性1が亡アルジュンの心停止の原因だったとした場合でも、その死亡の責任は被告らに帰責されることとなる。

4 次に、可能性2について、「急性腎不全に起因する高カリウム血症」との点は、伏見医師によると、亡アルジュンの腎臓の画像（乙1号証・25頁）からすると、ミオグロビンが腎臓に詰まっているのは確かであるが、急性腎不全とまでは至っていない可能性が高いとの見解であった。しかし、急性腎不全に至っていたかどうかはともかく、留置係による亡アルジュンに対する過剰な制圧行為およびその後の長時間にわたる緊縛行為・解除行為によって亡アルジュンに筋挫滅症候群が生じ、それにより血中のミオグロビン濃度及びカリウム濃度が上昇したという機序については、原告の主張と合致している。

また、「筋挫滅及び消化管出血で発生する細胞崩壊に起因する高カリウム血症」についても、伏見医師によれば、消化管出血は生じているものの、消化管出血が死因となるためには本件では出血から死亡までの時間が短すぎるとのことであるが、血中カリウム濃度を上昇させた可能性はありうるとのことであった。筋挫滅で発生する細胞崩壊に起因する高カリウム血症というのは、まさに原告が伏見医師の鑑定書（甲1号証）に基づき行う主張そのものである。したがって、これらの機序は原告の主張と合致している。

鑑定書（乙1号証）において、亡アルジュンの消化管出血は、「皮下・筋肉内出血に伴うショック状態によって、全身状態が悪化したことに伴い、非閉塞性の腸管虚血（いわゆるNOMI: no-occlusive mesenteric ischemia）を来していた」とされている（乙1号証・20頁「第1」3段落目）。

皮下・筋肉内出血および筋挫滅が留置後の留置係による亡アルジュンに対する

過剰な制圧行為およびその後の長時間にわたる緊縛行為・解除行為により生じたことは上述のとおりである。

したがって、仮に可能性2が亡アルジュンの心停止の原因だったとした場合でも、やはりその死亡の責任は被告らに帰責されることとなる。

5 よって、東京大学大学院医学系研究科法医学教室の見解が原告の主張と整合し、原告主張を裏付けるものであったことが判明した。被告国は当該鑑定書を有しながら、これまで原告の主張を否認し続け、原告からの提出要請にも裁判所の関与があるまで応じなかったことは極めて遺憾である。被告国は、当該鑑定書を握りつぶそうとしていたとの誹りを受けてもやむをえない。

原告は、被告国に対して、当該鑑定書（乙1号証）を踏まえて、原告の亡アルジュンの死因にかかる主張（訴状9頁「2」）について認否を行うよう求める。

第2 被告東京都準備書面(3)に対する認否反論

1 「第1 亡アルジュンの死因に関する被告東京都の見解」について（2頁）について

(1) 被告東京都は、「解剖時に亡アルジュンに認められた損傷は、同人が、保護室の壁面等に身体を打ちつけたり、戒具が装着されていた左右の手及び足等を動かして暴れ続けたりしたことにより生じさせたというべきであって、戒具の使用それ自体から生じたものとはいえないことは明らかである。」などと主張する。

(2) しかし、本件では留置時（2017年3月14日16時）の亡アルジュンの外傷は、右耳の切れ込みと右大腿部の青アザのみであった（丙15号証・6頁）。なお、被告東京都は、留置時に存在した上記右大腿部の青アザについて「亡アルジュンには、本件当日以前から下肢（右足内側太ももあたり）に大きな痣が既に生じていたほか（丙15号証）」と主張しているが（3頁・「(1)」）、丙15号証には痣の大きさに関する記載はなく、何を根拠に「大きな」と形容して

いるのか不明である。

一方、解剖時（2017年3月16日午前9時30分）には、「皮下及び筋肉内出血や、一部肋骨骨折に伴う出血」が生じていた（乙1号証）。

この間、亡アルジュンの身体は、被告東京都の管理する留置所および押送後は被告国の管理する検察庁において拘束されていた。

ここまでは争いがない事実であり、少なくとも被告東京都は、自身の管理する施設下において、被拘禁者を死に至らしめるほどの皮下及び筋肉内出血や、一部肋骨骨折に伴う出血を生じさせたという点で、その被拘禁者の身体管理についての注意義務違反につき法的責任を負うことが明らかである。

(3) 被告東京都は、留置所における身体拘束期間中、亡アルジュンが「保護室の壁面等に身体を打ちついたり、戒具が装着されていた左右の手及び足等を動かして暴れ続けたりした」と主張するが、本書面次項で述べるとおり亡アルジュンが「暴れた」という事実は存在しない。

丙5号証の動画上も、亡アルジュンが保護室のドア付近に額を打って出血する様子は見られるものの、それ以外の亡アルジュン自身の動作で、亡アルジュンに挫滅症候群をもたらす程度の皮下及び筋肉内出血や、一部肋骨骨折に伴う出血を生じさせるものは認められない。

したがって、消去法的に、解剖時に確認された「皮下及び筋肉内出血や、一部肋骨骨折に伴う出血」は、亡アルジュンを留置後、留置係による亡アルジュンに対する過剰な制圧行為およびその後の長時間にわたる緊縛行為・解除行為により生じたものであるとしか考えられない。

2 「第2」「1 亡アルジュンの死亡時刻について」（5頁）について

(1) 被告東京都は、本件当日午前11時頃には意識不明の状態に陥り、AEDにも反応しなかったのは亡アルジュンの心臓が完全に停止していたことが理由であり、その約30分後には同人の心拍が再開したという本件の経緯に鑑みれ

ば、心拍再開直後に再び心停止した時刻をもって、同人の死亡時刻と断定することはできないと主張する（被告東京都準備書面（3）5頁）。

(2) しかし、上記主張では結局、被告東京都として死亡時刻をどの時点として捉えているのかは不明であり、求釈明に対する回答となっていないため、再度、原告は被告東京都に対して、亡アルジュンの死亡時刻を特定するよう求める。なお、死亡確認時刻と死亡時刻とは異なる概念であり、必ずしも一致するものではない。

(3) また、上記主張は、被告東京都がAEDの種類・仕様を理解していないため、失当である。すなわち、当初使用されたAEDは検察庁に備え付けられた携帯用AEDであり、当該AEDは、素人でも使用できる自動操作で、心室細動が残存している時間内に使用しないと作動しない。一方、意識不明に陥ってから約30分後に使用されたAEDは、救急車に搭載されたAEDであり、当該AEDは、手動操作であり、かつ、救急車の電力を使用することから、心室細動が停止した時間であっても作動する。したがって、「当初AEDを使用しようとした際にAEDが作動しなかったのは亡アルジュンの心臓が完全に停止していたことが理由である」との主張は誤っており、当初AEDが作動しなかったのは、当該AEDが携帯用AEDであったからとするのが正しい。

(4) 携帯用AEDが作動しなかったが、30分後に救急車のAEDにより心拍が一時再開したという経緯に鑑みれば、当初携帯用AEDが作動しなかったということは、心室細動が停止していたことを意味するに過ぎず、心臓が完全に停止していたことを意味するものではない。一方、救急車AEDで心拍が一時再開した以上、その時点では心臓は完全に停止していなかったということの意味し、その後、救急車AEDによっても再び心停止した時点こそが、まさに亡アルジュンの心臓が完全に停止した時点なのである。

3 「第2」「3 亡アルジュンの暴れについて」（6頁）について

(1) 第1段落について

7行目「言動」について争う。被告東京都は、ネパール語を解することができず、言語的コミュニケーションができなかったと認めており、亡アルジュン氏の「言動」について解することができなかった。したがって、被告東京都の、亡アルジュン氏の「言動を正当化」することはできないとの主張は、趣旨が不明である。

なお、亡アルジュン氏は、丙5号証において、英語の敬称である「Sir」に相当する敬称を付けながら話しており、その「言動」は極めて紳士的なものであった。

(2) 第2段落について

被告東京都が、準備書面(2)において、「被告都準備書面(1)第2、6で述べたとおり」(同書面7頁)とするのみであったのは、事実であって歪曲ではない。

(3) 第3段落について

第3段落についても、被告都の主張は失当である。動画には、中央部に時刻が表示されているのであって、動画内の動作を指摘するためには表示時刻を記載して特定すればよいのである。

「時間の幅を持たせて」特定しようとする被告都の発想が不明である。

(4) 第4段落について

争う。

亡アルジュン氏の死亡原因が筋挫滅症候群であって、これが留置課員らの本件戒具を使用した過剰な有形力の行使による、亡アルジュン氏の制圧及び緊縛行為によって発生している以上、留置課員の一連の行為に国賠法上の違法が認められることは明らかである。

(5) 結論

結論としては、亡アルジュン氏は留置課員の言葉を解さなかったがために、指示通りに行動することができていなかったとはいえ、制圧を要する「暴れ」と

いえる行動まであったとは言えないことは、丙5号証の各動画を見れば誰の目にも明らかである。

4 「第2」「4 亡アルジュンに対する告知書の掲示について」(7頁)

(1) 第1段落について

否認ないし争う。

「自分が使った布団を自身で倉庫に搬送する決まりに従わずに暴れたこと」が「亡アルジュンが死亡したことの発端」と主張しているのは、「原告」ではなく被告東京都である。

原告は、そのような被告東京都の主張に理由がないと主張しているのである。

(2) 第2段落について

否認ないし争う。

被告東京都は、亡アルジュン氏が布団を決められた場所に片付けるという指示に従わずに暴れだしたことが制圧の理由であると一貫して説明していた。

(3) 第3段落について

被告東京都が、「論理の飛躍などない」とする文章は、「留置施設に入場する前にパン2個を完食し、入場の際にも留置施設出入口の扉にしがみつくなどして抵抗していた同人が、告知書を理解する状態になかったとは考え難い」という文章である。論理の飛躍は明らかである。被告東京都の主張は独自の主張と言わざるを得ない。

(4) 第4段落について

争う。原告の主張は「何の根拠も裏付けもなく憶測を述べるもの」ではない。

原告は、第3準備書面にて「丙4号証の記載上、「提示を受けました」となっており、内容まで理解しているかは確認していない。さらに、このような確

認書は通常機械的に署名させられるものであって、署名者においてこれに署名をしないことは想定されておらず、亡アルジュン氏がこれに署名していることをもって同氏が告知書を理解していたとすることはできない。」述べており、被告都とは違い、根拠を示した主張である。

5 「第2」「5 亡アルジュンに対する留置課員の言動」（8頁）について

(1) 被告東京都は、丙5号証動画2の「06：49：41」の時点において

「馬鹿にしてんだろ！」などと発言しておらず、「ちゃんと入っている。」などと発言したと主張する。

(2) しかし、丙5号証動画2「06：49：41」の時点における発言が「馬鹿にしてんだろ！」又は「馬鹿にしてるだろ！」との発言であって、「ちゃんと中に入っている。」などという発言では絶対にならないことは誰の目にも明らかである。これは、日本語を母国語とするものが聞けば誰もが聞き取ることのできる争いようのない事実であり、被告東京都が自ら提出した証拠が示す争いようのない事実をこのように否定することは愚かな試みと言わざるを得ない。

被告東京都が、証拠上明らかなこのような事実を、無理矢理に歪めようと愚かな試みを図っていることから、この発言が被告東京都の加害の意図を基礎付ける決定的な証拠であることが明らかであると言える。

6 「第2」「6 求釈明に対する原告の回答について」

(1) 国賠法6条について

まだ調査未了であるため、調査完了後に追って主張を補充する。

(2) 亡アルジュンの相続関係について

ア 被告東京都は、亡アルジュンが2011年12月から日本に滞在しており、一方原告がネパールに居住していることから、「亡アルジュンと原告が、5、6年にわたり「別居」状態であったことは明白である」と主張し、さらに甲1

2の2号証の条文翻訳において「（共同財産のもとに生活する世帯）」と記載されているところ、当該記載はネパール語条文には存在しない記載であると主張する。

イ しかし、被告東京都は、ムルキ・アイン第3部16章2条の「同居」の意味を理解していない。同「同居」は、居住地を一にする（living together）の意味ではなく、ネパールの伝統的大家族制度における共同財産のもとに生活する世帯（undivided family、joint family）の意味である。この「同居」は原文では「サゴル」の意味であるが、ネパール政府の公定英訳文で「undivided family」と訳されている。したがって、翻訳者に再度質問したところ、同条文は「同居の」ではなく「共同家族の」との訳が、より正確であるとのことであった（当初「（共同財産のもとに生活する世帯）」との訳語を当てたのは、単に居住形態を表すとして理解されることを避けるためであった）。ムルキアイン第3部13章18条には「同居していても共同家族を解消したものと見なす」との条文が存在するので、「共同家族」と「同居」とは異なる意味であることが、当該条文の存在からも明らかである。

一方、甲12の2の「別居」は原文で「ビンナ・バエカ」である。「ビンナ・バエカ」は公定英訳文では「separated (from Joint family)」であり、この点も翻訳者によれば、こちらは「別居の」ではなく「共同家族を解消した」と訳す方が正確であるとのことであった。

ウ 本件において亡アルジュンと原告とは共同財産分割も行っておらず、共同家族に属していることが明らかである。また、実態としても、亡アルジュンはあくまで出稼ぎの目的で来日していたものであり、将来的にはネパールに帰国し、原告と同居することを前提としていたのである。しかも、2011年12月以降、亡アルジュンは、2回、一時帰国している。1回目の一時帰国が2014年7月から約3ヶ月間、2回目の一時帰国が2016年5月中旬頃から同年11月中旬頃（亡アルジュンが死亡する約4ヶ月前）までであり、一時帰国

中、原告と亡アルジュンは同居していたものである。

エ 甲8の1において「Permanent Resident」と英訳され、それをもとに甲8の2において「永住民」と日本語訳されているネパール語原文は「スタイ・ガル」となっており、同義の「スタイ・パーススタン」とともに、通常は「Permanent Address」英訳され、日本の「本籍」に該当する。

ネパールにおいて婚姻届を提出する場合、慣例として夫の「本籍地」にある役所に提出されることが多く（新ムルキ民法87条では明文化された）、亡アルジュンと原告の婚姻届もそれに従い、夫の本籍地で登録されている。もっとも、ネパールには実際に居住する現住所の登録制度（日本の「住民票」に相当するもの）がなく、必ずその本籍地に居住することを意味しない。

したがって、原告の住所地は、「Pandusen-05, バジュラ, ネパール」ではなく、訴外 Man Bahadur Singh 氏の共同家族ではない。なお、この点、被告東京都は原告が「訴外 Man Bahadur Singh 氏の世帯に属している」との主張をするが、その「世帯」がムルキアイン法上でどのような意味として主張しているのか不明である。

オ さらにムルキアインの基層となるヒンドゥー社会の通過儀礼において、葬儀は重要なものであり、妻として亡アルジュンの遺体を引き取り、喪主として葬儀を執行したのは原告にほかならず、このことをもってしても原告が亡アルジュンの「共同家族の妻」であることは明らかである。

カ 以上より、原告がムルキアイン第3部16章「相続」2条1項1号の「共同家族の妻」であることは明らかである。

以 上